

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の概要

1 電話異性紹介営業（いわゆるテレホンクラブ営業）に係る規定の整備

（1）電話異性紹介営業に係る届出についての手続等の整備

電話異性紹介営業に係る届出書の様式について規定するとともに、その手続について、性風俗特殊営業と同様の規定を設ける。

（2）営業所に立ち入ってはならない旨等を明らかにする方法等の追加

18歳未満の者が店舗型電話異性紹介営業の営業所に立ち入ってはならない旨及び18歳未満の者が電話異性紹介営業の電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにし、若しくは表示する方法について規定を設ける。

（3）電話異性紹介営業において会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置に係る規定の新設

会話の申込みをした者及び会話の申込みを受けようとする者（以下「申込者等」という。）が18歳以上であることを確認するための措置として、次のとおり定める。

申込者等から、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等（以下「身分証明書等」という。）の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写しをファクシミリ装置により受信すること。

申込者等から、クレジットカードを使用する方法その他の18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

申込者等から、対面、身分証明書等の提示又は ・ の方法により18歳以上であることを確認した上で当該業者があらかじめ付与する識別番号及び暗証番号（以下「識別番号等」という。）の告知を受けること。

- 2 識別番号付与等事業（18歳以上であることが確認できた者に対して識別番号等を付与し、及び申込者等が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを回答する事業）の適正かつ確実な実施を確保するため必要なものとして国家公安委員会が定める基準（別添3参照）に適合する法人が対面、身分証明書等の提示又は の方法により18歳以上であることが確認できた者に対し、あらかじめ付与した識別番号等の告知を申込者等から受けること。

(4) 店舗型電話異性紹介営業に係る標章のはり付け手続等の追加

店舗型電話紹介営業に係る標章のはり付け手続及び取り除き申請手続について、店舗型性風俗特殊営業の規定を準用する。

(5) 従業者名簿の備付けの方法

店舗型電話異性紹介営業等に係る従業者名簿の備付けの方法について、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業等と同様に規定する。

(6) 無店舗型電話異性紹介営業に関する国家公安委員会への報告事項等の追加

無店舗型電話異性紹介営業の営業開始等の届出又は行政処分に関する事項等、都道府県公安委員会が国家公安委員会に対する報告等を行う事項等について規定する。

2 許可申請書の添付書類の様式の見直し

(1) 風俗営業の許可申請書の添付書類たる営業の方法を記載した書類の様式の見直し

風俗営業の許可申請書の添付書類である「営業の方法を記載した書類」の様式を定める。

(2) 深夜酒類提供飲食店営業の届出書の添付書類たる営業の方法を記載した書類の様式の見直し

深夜酒類提供飲食店営業の届出書の添付書類である「営業の方法を記載した書類」の様式を定める。

3 管理者に係る規定の見直し

(1) 管理者証の様式化等

風俗営業の営業所における管理者に対して管理者証を交付することとするとともに、その様式を定めるほか、当該記載事項に変更があった場合の書換えに係る規定を整備する。

また、風俗営業者が管理者の氏名又は住所の変更届出を行う際には、管理者証をあわせて提出しなければならないこととする。

(2) 特例風俗営業者の認定の基準の追加

特例風俗営業者の認定の基準に「過去10年間に法第24条第5項の規定による管理者解任の勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと」を追加する。

(3) 管理者の業務の追加

管理者の業務に「委託に係る業務の適正な実施が確保されるようにするため必要な委託に係る点検の実施及びその記録の記載について管理すること」を追加する。

(4) 管理者講習の区分の創設

現行の管理者講習を少なくとも 接待飲食等営業 遊技場等営業（ぱちんこ屋等を除く。） ぱちんこ屋等の区分に応じて行うこととする。

(5) 管理者講習に係る書類の様式の見直し

管理者講習に係る受講申込書、受講証明書に関する様式を改める。

4 警察職員の立入り時の身分証明書の様式の新設

風俗営業等の営業所に立ち入る際の身分証明書の様式を定める。

5 聴聞の期日及び場所の公示

法第41条第2項の規定による公示は、それぞれの都道府県公安委員会の掲示板に掲示して行う。

6 その他

その他所要の規定を整備する。